

大阪市港区役所と弁天町ユース保健室実行委員会との
ユースヘルスケア推進に関する協定書

大阪市(以下「甲」という)と日吉和子・錦織史子(便宜上2名を弁天町ユース保健室実行委員会と称し、以降「乙」という)は、大阪市港区におけるユースヘルスケアの推進を図るため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が連携し、若年層のニーズに沿った相談機会の提供および適切な関係機関へ繋ぐユースヘルスケア相談室を開設・運営することにより、大阪市港区におけるユースヘルスケアの推進を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 ユースヘルスケア推進にかかるユースヘルスケア相談室を「弁天町ユース保健室」と称する。

(連携事項)

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携する。

- (一) 甲は、施設提供、広報支援、関係機関との連携調整を担う。
- (二) 乙は、相談員の配置、相談対応、記録・データ管理の実施を担う。
- (三) 乙は、相談内容をもとに作成したデータを甲に報告し、国等への政策提言に繋げる。
- (四) その他、双方が必要と認める連携協力に関すること。

2 前項に掲げる具体的な実施事項については、甲乙合意のうえ決定する。

(相談対応における損害賠償責任)

第4条 第3条第1項第2号に定める相談対応において相談者に生じた損害については、乙が負担する。ただし、乙の責めに帰すべき事由がない場合はこの限りではない。

(協定の変更及び解除)

第5条 本協定の内容の変更又は解除について、甲及び乙のいずれかの申し出に基づき、甲及び乙が協議し合意のうえ、行うものとする。ただし、甲又は乙は、相手方の責めに帰すべき事由により当事者間の信頼関係が著しく損なわれた場合は、催告をすることなく解除の通知により、本協定を解除することができる。

(秘密の保持)

第6条 甲及び乙は、相談者から秘密を明示して開示された情報を、相談者の承諾を得ないで第三者に開示してはならず、第3条各項各号に掲げる事項以外で使用してはならない。

2 甲及び乙は、相談者の情報は適切な方法により記録・管理し、第三者提供は行わない。

3 甲及び乙は、収集したデータは事業の改善及び政策立案等の目的に限定して活用する。

4 甲及び乙は、データ活用に際しては匿名処理を施し、個人が特定される情報は含まない。

5 本条に定める義務は、本協定の終了後も存続するものとする。

(報道発表の実施)

第7条 甲及び乙は、本協定に関してプレスリリース等の報道発表を実施する場合には事前に相手方の承諾を得るものとする。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、締結日から令和8年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了日の2か月前までに甲又は乙のいずれからも特段の意思表示がない場合は、当該期間を1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(疑義の決定)

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議のうえで決定するものとする。

本協定の締結を証するため本書を2通作成し、甲、乙が署名のうえ、各自その1通を保有する。

令和7年11月6日

甲：大阪市港区市岡1丁目15番25号

大阪市 協定締結担当者港区長

山口 照美 (自署)

乙：尼崎市西長洲町2丁目7-2 206号室

弁天町ユース保健室実行委員会 代表

日吉 和子 (自署)